石狩市
消費生活センター便り
No. 4
発 行
H29年10月

石狩市消費者被害防止ネットワークが9月5日に発足しました！

市民の消費生活の安全と向上を図るため、関係機関および団体が連携して消費者被害を未然に防ぐことを目的とする【**石狩市消費者被害防止ネットワーク**】が発足し、９ 月５日、総合保健福祉センターりんくるで設立会議が開催されました。事務局である消費生活センターを中心に**警察関係・福祉関係・金融関係・行政部署**の４グループ９団体で構成されており、それぞれの活動を通して消費者トラブルを抱えている当事者を発見した場合には事務局に情報提供していただき、消費生活センターでは当事者の消費生活相談に対応するとともに全構成機関への情報配信をおこない、チラシ等で市民へ周知をおこないます。
また、情報交換に加え年１回以上の会議を実施し、各構成機関による街頭啓発などをおこなう予定です。

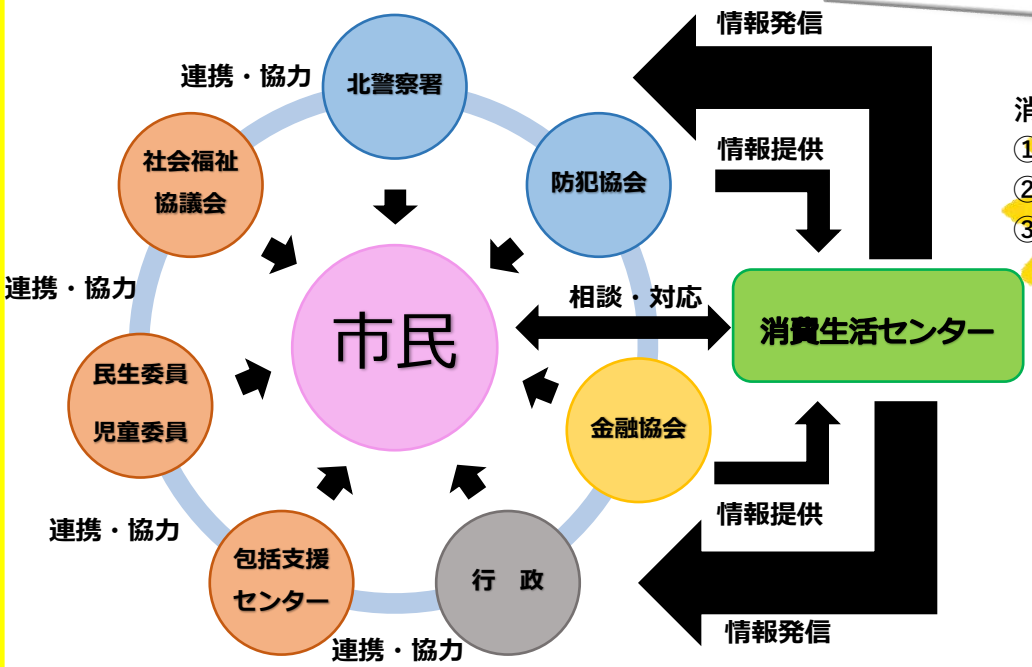

消費者被害をなくすためには、
① 周囲の人による日頃の「見守り」
② ちょっとした変化への「気づき」
③ 異変を察知した際の迅速な「通報・対応」が大切です。
ネットワークを活用し、より一層消費者被害の未然防止と救済、教育啓発を図ります。

「こまったな…」と思ったら、相談してください！

石狩市消費生活センター（平日　午前10時～午後4時）

石狩市花川北6条1丁目30番地2　石狩市役所1階　☎0133-75-2282

※土日・祝日の電話相談は、消費者ホットライン **188**（いやや！泣き寝入り）へ

気を付けて！こんな相談が増えています！

ハガキで
訴訟最終通告！？

「**総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ**というハガキが届き、取り下げ最終期日がすぐなのだけど連絡したほうがいいだろうか。」という相談が増えています！
身に覚えのない請求は架空請求の可能性があります。公的機関のような問合せ先であっても、はがきの連絡先には問合せはせず無視するか、消費生活センターにご相談下さい。

総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

法務省管轄支局

民事訴訟管理センター

～消費生活センターから～

★身の覚えのない請求は架空請求の可能性があります
★問合せすると脅しめいた請求を受けたり、新たに個人情報をもらすことにつながります
★ひとりで悩まず消費生活センターにご相談下さい

柔軟仕上げ剤は使用量に配慮を！

自分にとってはイイ香り → 気分が悪くなる人も・・・

柔軟仕上げ剤等のにおいに関する相談が全国的に増えています。自分にとって心地よい香りでも、他人は不快に感じることもあり、咳・頭痛・めまいなど体調不良を感じて困っている方もいます。においの種類や強さの感じ方には個人差があり、慣れたにおいは弱く感じるようになって使い過ぎてしまうことがあります。表示された使用量を目安にし、周りの方に配慮した適正な使用を心がけましょう。また、においに敏感な方は、製品に表示された香りの種類や強さを参考に自分に合った製品を選ぶようにしましょう。

バス研修に行ってきました♪

９月１１日（月）、ご応募いただいた２６名の参加者と消費生活相談員１名、市役所職員２名、総勢２９名でバス研修に出かけました。午前１１時に市役所を出発し、まずは小樽市銭函にある**【東洋水産北海道工場】**を訪れ、カップラーメンの製造工程を見学しました。その後、石狩市の**【佐藤水産サーモンファクトリー】**で昼食休憩をとり、めいめいお買い物を楽しんだ後、札幌市東区の**【雪印メグミルク酪農と乳の歴史館】**へ。移動中のバス内では消費生活相談員から『**特定保健用食品（トクホ）と機能性表示食品の違い**』などについてお話しさせていただきました。お天気に恵まれ、和やかな雰囲気の中で話も弾み、楽しいバス研修となりました。